

新型コロナ健康相談コールセンターにおける遠隔手話通訳について

新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関する相談窓口である標記コールセンターにおいて手話を必要とする方に遠隔での手話通訳を行います。

1 利用方法

- ① ホームページの FAX 相談票に相談したい内容・希望する時間帯を記入いただき、送信してください。(FAX : 078-362-9874)
- ② ユニバーサル推進課から遠隔手話通訳が可能な時間帯を記入した連絡票 (別紙) を返信します。
- ③ ②で指定された時間に相談連絡票の QR コードを読み込み、「手話通訳」ボタンを押すと、自動的にコールセンターに待機する手話通訳者と接続します。
- ④ 手話通訳と接続したら、手話で相談したいことをお伝え下さい。手話通訳者がコールセンター職員に音声で内容を伝達します。



2 利用可能時間

平日 9 : 00 ~ 17 : 00 (受付 : 平日 9 : 00 ~ 16 : 00)

※ただし、手話通訳者が不在の場合、ご希望に添えないことがあります

3 利用上の注意事項

- ① このサービスの利用は、新型コロナウイルス感染症に関する相談に限ります。その他の場合は、通常どおりお住まいの市町村へ手話通訳の派遣依頼をしてください。
- ② 要約筆記は対象ではありませんので、お住いの市町村へお願いします。
- ③ ご自分のスマホまたはタブレットを使用していただきます。遠隔手話通訳の使用料は無料ですが、データ通信にかかる費用は利用者負担となります。

